

幼保連携型認定こども園 『聖和乳幼児保育センター』 重要事項説明書

2024年2月作成

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 聖和福祉会
事業者の所在地	西宮市門戸西町1-46
事業者の連絡先	0798-53-2656
代表者氏名	理事長 中道 基夫

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	聖和乳幼児保育センター							
所在地	西宮市門戸西町1-46							
連絡先	(電話番号) 0798-53-2656 (FAX番号) 0798-53-2659							
園長氏名	土井 善司							
開園年月日	2024年(令和6年)4月1日							
開園時間	午前7時30分から午後7時00分							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	1人	1人	1人	1人	3人
	2号・3号	12人	24人	24人	24人	24人	24人	132人
	合計	12人	24人	24人	25人	25人	25人	135人
当園の基本理念・方針	<p>聖和乳幼児保育センターは、キリスト教精神に基づき、神さまから与えられた子どものいのちを大切に、家庭や地域社会との連携を図り、健康で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、養護と教育が一体となって愛と喜びをもって生きる基礎を養うことをめざして、自由保育を行う。</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体面積	1,914.0㎡
	園庭面積	682.99㎡
園舎	構造・延床面積	鉄筋コンクリート・鉄骨造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2階建・876.33㎡
	建物構造	耐火建築物

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	0 歳児室
ほふく室	1 室	1 歳児室
保育室	4 室	2 歳児～5 歳児室
遊戯室	1 室	
沐浴室	1 室	
調理室	1 室	
調乳室	1 室	
保健室（医務室）	1 室	
事務室（職員室）	1 室	
相談室	1 室	
子ども用便所	4 か所	（大 1 1 器、小 6 器、乳児用 2 か所）
職員用便所	2 か所	（大 2 器）
来客用便所	1 か所	（大 1 器）
屋外遊戯場	3 か所	（1 階 3 か所）

(5) 職員体制【2024年（令和6年）4月1日 現在】

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人		
主幹保育教諭	2 人	2 人		
保育教諭	27 人	19 人	8 人	
栄養士	2 人	2 人		
調理員	4 人		4 人	
事務職員				必要に応じて配置
学校医	3 人		3 人	
学校歯科医	1 人		1 人	
学校薬剤師	1 人		1 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時30分～午後2時30分（6時間）
預かり保育	保育時間	朝：午前7時30分～午前8時30分 夕：午後2時30分～午後7時00分
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	
長期休園期間	夏季（8月10日～8月17日）	
	冬季（12月26日～1月7日）	
	春季（3月29日～3月31日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：午後6時30分～午後7時00分
	保育短時間	朝：午前7時30分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後7時00分
開所時間	月～土曜日	午前7時30分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月20日（休所日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月25日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の1日から変更しますので、月途中での変更はできません。

※入園式（土）、運動会（土）、クリスマス礼拝（土）、保育修了式（土）は家庭保育のご協力をお願いします。

(7) 提供する特定教育・保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(8) 年間行事予定

月	行事内容
4月	進級式 △入園式 ◎クラス懇談会（0.1歳児） 春の遠足（4.5歳児）
5月	春の遠足（3歳児）
6月	子どもの日・花の日礼拝
7月	プール開き 夏のお楽しみ会
8月	同窓会
9月	お泊まり保育（5歳児）
10月	◎運動会（3～5歳児） 秋の遠足（2歳児） ◎個人懇談（2～5歳児）
11月	収穫感謝礼拝 秋の遠足（3～5歳児） ◎個人懇談（2～5歳児）
12月	△クリスマス礼拝【ページェント（4.5歳児）】【各クラス】 ◎個人懇談（2～5歳児）
1月	おもちつき
2月	◎保育参観日（3～5歳児） △入園説明会
3月	お別れ会 イースター礼拝 △保育修了式 遠足（2～5歳児）

◎印は保護者参加、△印は一部保護者参加の行事です。

- ・週始めに幼児クラスは合同礼拝を守ります。
- ・毎月 誕生会、避難訓練があります。
- ・月2回程度、西宮YMCAスタッフによる体育あそび(5歳児対象)があります。
- ・行事の日程は天候などの理由により、変更・中止する場合があります。

(9) 利用料等

<p>利用者負担 (月額保育料)</p>	<p>西宮市が定める利用料となります。(「3歳児クラス以上」及び「0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償) なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。 ・月途中退所の場合 ・「災害その他緊急やむを得ない場合」として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合 決定した保育料、及び他の利用料金は重要事項説明書等に関する同意書に基づき、園が徴収します。 保育料は口座振替にて毎月14日(土曜、日曜の場合は翌営業日)に引き落としさせていただきます。(手数料は園負担)</p>		
<p>実費徴収</p>	<p>給食費【3歳児以上】 (1号・2号認定子ども)</p>	<p>主食費(※1)</p>	<p>月額1,200円</p>
		<p>副食費(※1)</p>	<p>月額6,300円</p>
	<p>日本スポーツ振興センター共済掛金(※2)</p>		<p>年額185円</p>
	<p>保育用品(※3)</p>		<p>クラスにより異なる</p>
	<p>アルバム代(5歳児のみ)</p>		<p>7,500円</p>
	<p>お泊まり保育代(5歳児のみ)</p>		<p>8,000円前後</p>
	<p>遠足交通費(貸し切りバス利用)</p>		<p>日額4,000円前後</p>
	<p>遠足交通費(公共交通機関利用)</p>		<p>日額200円前後</p>
	<p>紙パンツ代(買取)</p>		<p>3枚 200円</p>
	<p>パンツ代(買取)</p>		<p>1枚 400円</p>
	<p>扉解錠用ICカード再発行代 ・紛失によるもの ・破損によるもの ・使用後1年以上経過したICカードの機器異常によるもの (ICカードは卒園、または退園時に返却していただきます。)</p>		<p>1,200円</p>
<p>保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担</p>	<p>保育標準時間認定</p>	<p>午後6時30分～午後7時00分</p>	<p>月額3,000円 日額 300円</p>
	<p>保育短時間認定</p>	<p>午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時00分</p>	<p>30分300円</p>

教育標準時間認定 子どもの預かり 保育に係る利用者 負担	平日	教育時間外	
		午前 7 時 3 0 分～午前 8 時 3 0 分	月額 1,000円
		午後 2 時 3 0 分～午後 7 時 0 0 分	
		午後 2 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分	月額 2,000円
		午後 4 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分	月額 1,000円
		午後 5 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分	月額 1,000円
		午後 6 時 3 0 分～午後 7 時	日額 300円
		土曜日・長期休園期間（春季・夏季・冬季）	日額 2,000円

◎保育終了時間は、午後 7 時です。

万が一、保育終了時間（午後 7 時）以降になった場合は、15分毎 1,000円の延長料となります。

◎子どもが保育を受けている場所で時間の確認をさせていただきます。

(※ 1)

- ・当該月の開園日について、過半数を欠席した場合は主食費及び副食費を半額とします。
- ・病気等により、1ヶ月もしくはそれ以上の長期にわたり、園を欠席した場合は給食費を免除します。
- ・いずれの場合も、欠席日数に応じて申請していただきますのでお申し出ください。

(※ 2)

- ・所得税及び市民税の非課税世帯(母子・父子世帯等に限る)並びに生活保護世帯は、減免を受けられる場合があります。

(※ 3)

- ・別途「用品購入について」でお知らせします。

(10) 支払方法

原則、口座振替による。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】本園が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】西宮市が行う利用調整による
利用決定	重要事項説明書に関する同意書による
退園理由	* 1号・2号・3号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む） * 保護者から退園の申し出があったとき * 利用継続が不可能であると市が認めたとき * その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じ、明らかに保育を継続するのが不可能と本園が判断したとき

(12) 年間保健計画

健診	小児科	全園児
	眼科	全園児
	耳鼻科	全園児
	歯科	全園児
視力検査	3～5歳児	
聴力検査	4. 5歳児	
尿検査	3～5歳児	
身体測定	0. 1歳児 毎月、2～5歳児 年2回	

(13) 学校医

氏名	あしだこども診療所
所在地	西宮市門戸荘17-18
電話番号	0798-51-0811

氏名	しおみ耳鼻咽喉科クリニック
所在地	西宮市薬師町8-15
電話番号	0798-64-8711

氏名	かなやま眼科クリニック
所在地	西宮市室川町4-20
電話番号	0798-56-7870

(14) 学校歯科医

氏名	なかつじ矯正・小児歯科
所在地	西宮市高木西町3-20
電話番号	0798-65-6333

(15) 学校薬剤師

氏名	松下 菜穂子 (西宮市薬剤師会)
所在地	西宮市池田町13-2
電話番号	0798-26-3410

(16) 緊急時における対応方法

・保育中の子どもの怪我について、病院での受診をするかどうか検討が必要な場合、怪我の状況について保護者に緊急連絡させていただきます。受診が必要であると保護者をご判断される場合、対応は原則、保護者の方にしていただきます。医療機関で受診し、引き続き治療が必要な場合も保護者の方に通院治療していただくこととなります。

ただし、緊急を要する場合には園児の身体の安全を最優先させ、当園がしかるべき対応をしますので、あらかじめご了承ください。

【管轄する消防署】

消防署名	瓦木消防署 甲東分署
所在地	西宮市上ヶ原一番町1-64
電話番号	0798-54-0119

【管轄する警察署】

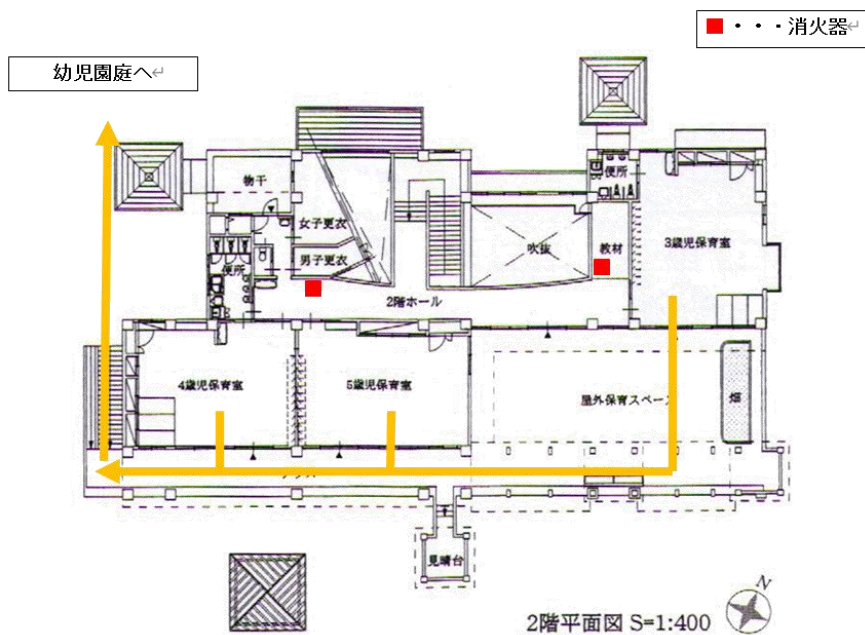
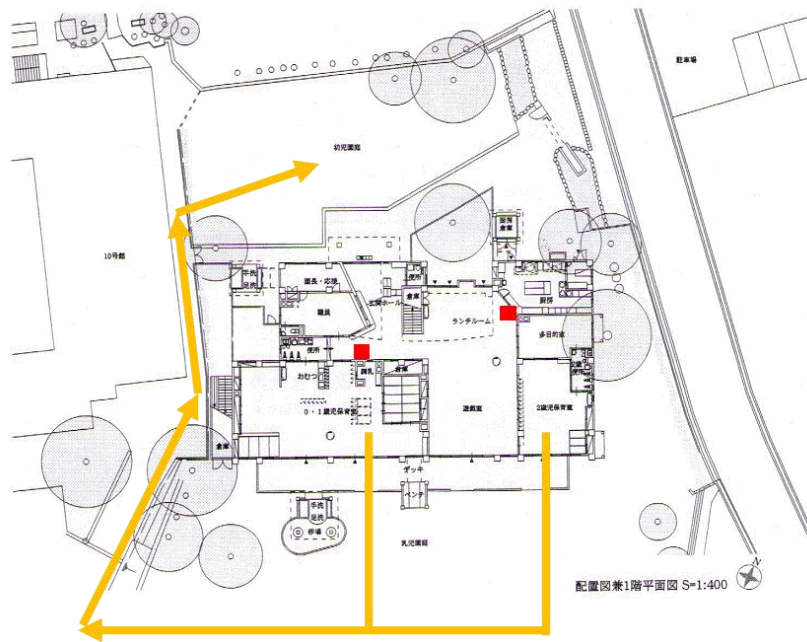
警察署名	西宮警察署
所在地	西宮市津田町3-3
電話番号	0798-33-0110

(17) 非常災害対策

- ・非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難、消火、救出及びその他必要な訓練を実施します。

防火管理者	土井 善司
消防計画届出年月日	2024年4月1日
避難訓練	・月1回年間計画に基づいた避難訓練を実施しています。 火災、地震、不審者侵入など、開所時間内に起こりうる様々な非常災害を想定した訓練も行っています。 ・年1回瓦木消防署甲東分署立合いによる、防火・消防避難訓練及び防災設備設置の会社による設備点検、避難訓練を行っています。
防災設備	・自動火災報知機、非常照明、誘導灯
避難場所	(一次避難場所) 本園の幼児園庭 (二次避難場所) 関西学院大学西宮聖和キャンパスグラウンド
緊急時の連絡手段	よい子ネット

○避難誘導経路及び消防設備配置図



○防犯、事故防止のための措置について

- ・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置しています。危険を感じた時はホットラインを押すことで、直接県警と連絡がとれます。

(18) 台風接近等に伴う対応について

◎通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）

- ・保育を実施しますが、子どもを連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。
- ・状況によっては園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに迎えに来られる体制を取っておいてください。
- ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予想される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

◎本市に「特別警報」等が発令された場合

- ・午前7時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は「休園」とします。また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休園」とします。

◎土砂災害、洪水、高潮などで「高齢者等避難」（警戒レベル3）や「避難指示」（警戒レベル4）が発令された場合

- ・午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「家庭での保育」とします。
- ・保育時間中に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（緊急）（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。
- ・避難所へ避難している場合は、よい子ネットからのメール配信や掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

◎電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は「休園」とします。

※「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。

※「特別警報」が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

(19) 安全計画

当園では『安全計画』により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む園での活動や取り組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取り組みを進めてまいります。

(20) 虐待防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正により、子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）や精神的苦痛（暴言）を与えるような関わりは「虐待」となり、してはならないとされています。これらの法律に基づき、虐待を受けたと思われるような傷やあざがあった場合等は、園は市へ通告する義務があります。

当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

(21) 給食について

給食の方針	<p>乳幼児期は、心身の成長の基礎を作る時期であり、子どもの発達にとって食事はとても大切です。そのため園の食事は、お子さまの発育、発達状況やご家庭での状況を確認しながら進めていきます。栄養面・衛生面・安全面や消化面、調理法にも細心の注意を払い、家庭的で楽しく食事ができるように工夫をしています。栄養面を考慮して、多種の食材を取り入れ、バランスの良い献立を目指しています。</p> <p>季節を感じる旬の食材や、年中行事にあわせた行事食、昔からの和食献立などを積極的に取り入れ、様々な体験を通して、食への関心を持てるように工夫しています。</p> <p>米や野菜は低農薬の安全なもの、各種調味料は無添加のものを中心に使用しています。牛乳は、新鮮で成分を調整していないものを使用しています。</p> <p>手作りおやつがあります。購入おやつは安全性を重視し、添加物等はなるべく使っていないお菓子やパンを使用しています。献立表は、毎月のお便りでお知らせします。</p> <p>◆ 3歳未満児 給食：完全給食 おやつ：【朝】牛乳など 【午後3時】おやつと牛乳</p> <p>◆ 3歳以上児 給食：完全給食 おやつ：【午後3時】おやつと牛乳</p>
食物アレルギー児への対応	<p>子どもたちが安全に給食を食べることができるよう、国(厚生労働省)及び西宮市のガイドラインに基づき、アレルギー食物の完全除去対応となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品除去やアナフィラキシー対応等、特別な配慮や管理が必要となる場合は、医師が記入した「生活管理指導表」の提出が必要です。 ・「生活管理指導表」の内容については定期的な見直し(少なくとも年1回)が必要です。

	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、アレルギーの原因となる食品を「完全除去」するか、完全に食べることができるようになる「完全解除」のどちらかで対応します。 ・アレルギー食の献立は、個別献立ではなくその日の統一献立に応じたものになります。誤食を防ぐ観点から、見た目に違いが認識できる献立になります。また、安全に食事を提供していくためにも、アレルギー用トレーやアレルギー用食器を使用するなどの配慮をさせていただきますことをご了承ください。 ・調理器具・食器が共有できず、個別に用意しなければならないような微量なアレルゲンでも発症する場合や入手困難な材料や特別な調理が必要な場合は、給食対応ができないため、お弁当の持参をお願いします。
給食の提供を行う日	<p>保育を提供する日は、食事の提供を行いますが、行事や機械整備等に合わせてお弁当を持参していただく日があります。</p> <p>給食の都合がありますので、連絡なく午前11時30分以降に登園された場合、給食の準備がありませんので、ご了承ください。</p>
調理従事者の衛生管理等	<p>調理従事者は月2回、保育教諭は月1回、検便検査の実施により健康管理を徹底しています。</p> <p>調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。</p>
費用について	<p>3・4・5歳児は主食費(月額1,200円)及び副食費(月額6,300円)を徴収します。</p> <p>※当該月の開園日について、過半数を欠席した場合は主食費及び副食費を半額とします。</p> <p>※病気等により、1ヶ月もしくはそれ以上の長期にわたり、園を欠席した場合は給食費を免除します。</p>

(22) 発熱時、体調不良時の留意点について

- ・登園前に子どもの体温を計測し、発熱(37.5度以上)や呼吸器症状が認められる場合には、自宅での保育をお願いします。
 - ・過去に発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで自宅での保育をお願いします。
 - ・聖和乳幼児保育センターは病児保育の体制は整っておりません。保育中の発熱や体調不良時は緊急連絡先に連絡をいたします。速やかなお迎えの対応をお願いします。
- なお、登園時、連絡表に記入する緊急連絡先は日中必ず連絡がつくようにしておいてください。

(23) 血液、便、嘔吐物、尿で汚れた衣服や寝具について

【市のガイドラインが記載された保育所における保健衛生ハンドブック(令和4年改訂版)より】

- ◎病原体が潜む感染源となる可能性の高い、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類等については、感染拡大予防の観点から、原則園では洗うことができないため、袋に入れたものを持ち帰っていただきます。『尿』につきましても「感染の可能性のあるもの」として取り扱われていますので、同様の対応とさせていただきます。
- ◎便、嘔吐物で汚れた衣服は、菌を殺すために塩素系消毒液とともに袋に入れます。この場合、衣服が色落ちすることがあること、ご承諾の程お願いします。
- ◎血液、便、嘔吐物、尿が他の子どもの衣服や寝具に付着した場合、その衣服や寝具も当該園児の保護者に持ち帰っていただきます。

(24) 園での薬の取り扱いについて

【市のガイドラインが記載された保育所における保健衛生ハンドブック(令和4年改訂版)より】

(1) 園における与薬の考え方

「本来、主治医から処方された薬は保護者が与えるべきものであるが、やむを得ず保護者が与えることができないときは、園は保護者から所定の依頼票を求めたうえで協力いたします。これは保護者から委託を受けた保育・養育・養護に関わる範囲の行為であり、医療専門者が行う医療行為とは区別して考えているからです。与薬については、その乳幼児の主治医の指示に従うとともに、保護者や主治医・嘱託医との連携を密にするように努めます。薬は、診察した医師が処方したもののみとし、市販薬・保護者の個人的判断によるものには対応できません。」

(2) 園生活は、平熱で、通常の園の食事が摂れ、薬も飲まず、戸外でも元気に過ごせることが原則であるため、園では与薬を行いません。家庭での与薬をお願いいたします。

病院受診において薬が処方される際、以下のことについてご理解、ご協力ください。

- ◎こども園に通園中であり、園では原則として薬の使用ができないことを主治医に伝えてください。
- ◎1日2回の処方を主治医にお願いしてください。
- ◎1日3回の処方の場合は朝、降園後、就寝前とすることを主治医と相談してください。

※ただし、食物アレルギーに関わる緊急薬、抗けいれん剤の坐薬についてはこの限りではありません。

園生活においてやむを得ず与薬が必要な場合

◎内服薬、外用薬、いずれの場合も医療機関で処方されたもので、「薬剤情報提供書」に沿って用法、与薬時間、投薬期間が決まっているもののみとします。

ホクナリンテープが処方された際、以下のことについてご理解、ご協力ください。

◎ホクナリンテープにつきましては、剥がれ落ちると誤飲の危険があります。

貼付後12時間を経てテープが剥がれた場合、薬の効果が急に低下することはないと言われております。主治医に園で貼る必要性を必ずご確認ください。また、やむを得ず貼付する場合は、登園時に必ず保育教諭に伝えてください。貼付部位を確認させていただきます。保育教諭による付け剥がしなどはいたしません。

※ホクナリンテープが貼付されている場合、プール・水遊びはできません。

その他

◎市販薬、解熱剤、鎮痛剤はお預かりできません。

◎酸素吸入、吸入など医療行為にあたることは、実施できません。

(25) 地域との交流・子育て支援事業

- ・子どもたちがいろいろな人との関わりをもつことを大事にしていきたいと思っております。
- ・地域の高齢者の方々との交流を年間通して計画的に行っております。
- ・地域の在宅家庭の子育て支援をしています。
- ・0～2歳児の親子を対象にし、すくすく子育て教室、赤ちゃんすくすく子育て教室を実施し、親子で遊べるようにしています。プログラムによっては園児とともに過ごします。
(4月頃市政ニュースでお知らせしています。)
- ・月曜日～金曜日に園庭を開放しています。(午前11時～午後3時30分)
- ・子育てなどの相談は、随時お受けしております。

(26) 実習生の受け入れについて

次世代育成を担う保育者の人材育成を願い、実習生の受け入れをしています。

(27) トライやるウィークの受け入れについて

目的を『地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てる』、『中学生をはじめ地域の人々に保育施設や子どもへの理解を得る』とし、市内の中学2年生の生徒を5日間受け入れます。

(28) 玄関門扉について

玄関門扉を勢いよく閉めると電気錠が破損します。破損した場合、扉のノブ部を全て取り換える工事が必要となり、費用も大変高額となります。くれぐれも静かに閉めてください。

(29) 写真・動画等の取り扱いについて

園行事などで撮影した写真や動画は、取り扱いに十分気をつけていただき、InstagramなどSNSへの投稿はお控えください。

なお、一部行事につきましては写真・動画の撮影をお断りしています。

(30) よい子ネットについて

「よい子ネット」とは、園と保護者を結ぶネットワークとして、園からのお知らせに活用できる携帯電話・パソコンの連絡ツールとなっています。

メールの活用は、以下の通りとなりますので、保護者の皆様におかれましては、これらをご了承いただいた上で、個々でご登録いただきますようお願いいたします。登録方法につきましては下記、URLより聖和乳幼児保育センターにアクセスしてください。

※登録無料、別途通信料がかかります。

※メールの活用について

- ①緊急時の連絡
- ②園からのお願いやお知らせについての連絡
- ③天候により、遠足など屋外での行事を中止または時間の変更をする場合
- ④特別警報、警報など登園時、降園時に危険が予測される場合
- ⑤保育時間内に地震、火災などのために園舎で保育ができなくなった場合
- ⑥その他

※URL：<https://www.yoiko-net.jp/>

(31) 関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診断等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

(32) 駐車場利用について

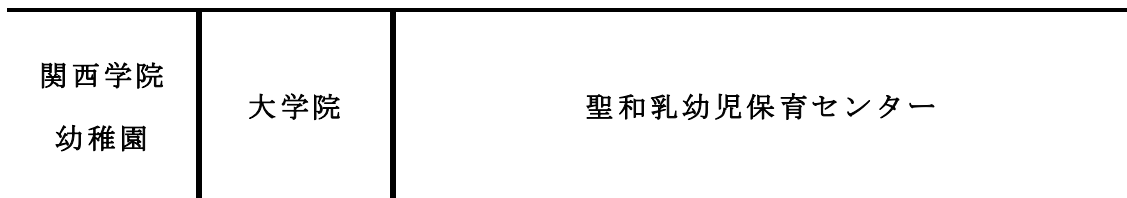
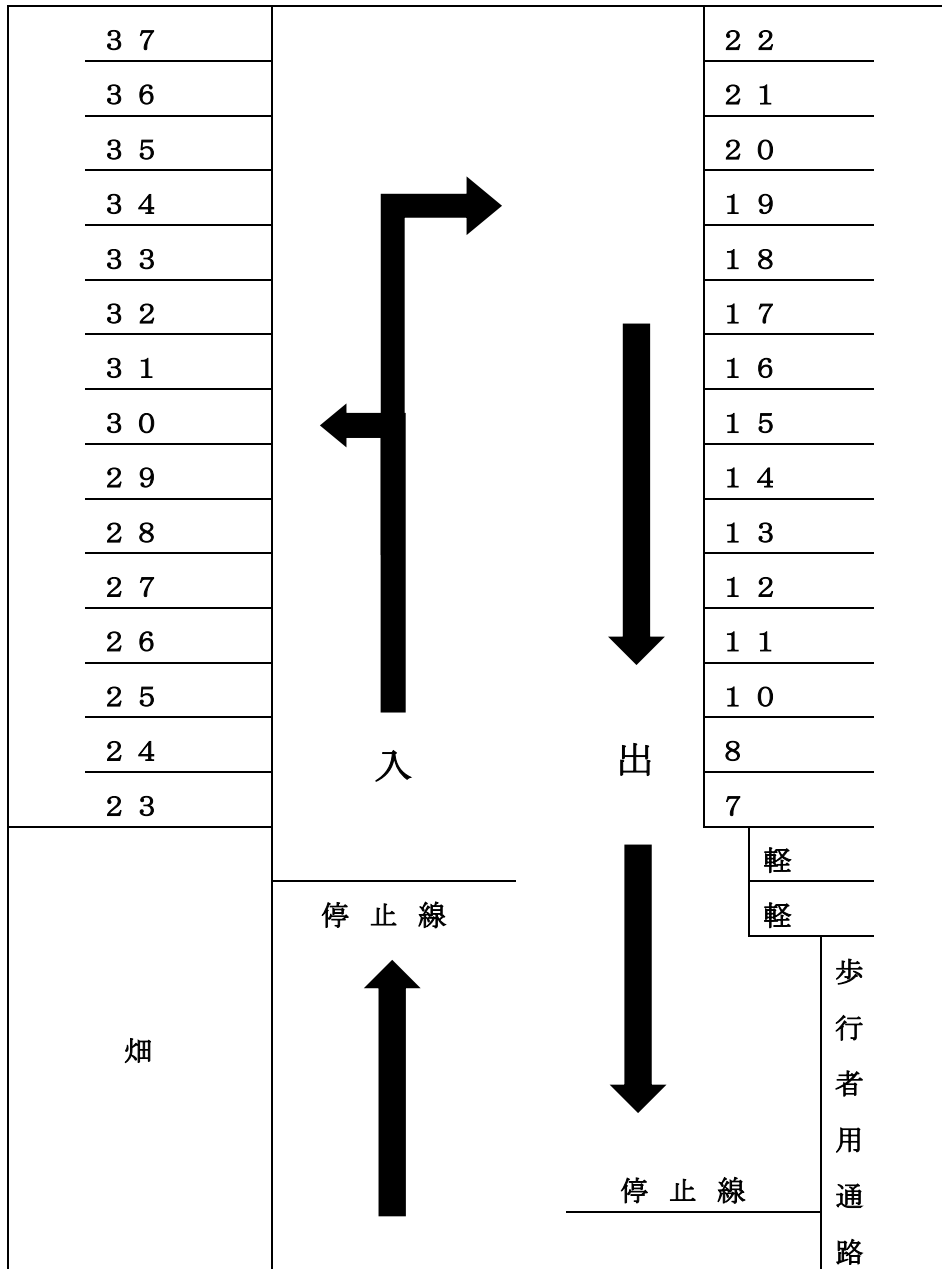
登降園の安全に関して、各ご家庭で責任を持っていただき、駐車場使用に関して下記の使用要項をお守りください。

尚、使用要項が守られていない場合には、駐車場使用許可を取り消す場合もあります。また、一日に数回、無断駐車調査を行いますので必ず「入構許可証」を車内のフロントガラス内側に置いてください。

この駐車場は学校法人 関西学院の駐車場をお借りしています。「駐車場使用要項」を守って安全に通園できるよう、皆様のご協力をお願いします。

〈駐車場使用要項〉

1. 園の許可なしに駐車場を使用することはできない。
2. 園児の送迎における午前中の駐車場利用については原則、午前7時20分～8時30分、または9時以降とする。ただし、特別な事情があり、やむを得ない場合はこの限りではない。
3. 駐車場内での事故、損傷、及び盗難については、保育センターは一切責任を負わない。
4. 駐車場は、幼稚園前駐車場とする。
 - 1) 幼稚園前駐車場は、関西学院幼稚園、子どもセンター、聖和乳幼児保育センターの施設が主に使用する。
 - 2) 使用場所は、原則として各施設所定の場所に停車し、混雑の折りには互いに協力し合い、安全に努めること。
※混雑時、満車の場合、警備員が腕を交差し、入庫できない旨の合図があるため、その際は迂回するように、キャンパス事務室から指示がある。聖和キャンパス内での駐車はできない。
5. 下記のことを厳守すること。
 - 1) 駐車使用許可をした車は「入構許可証」を車内フロントガラスの内側におくこと。
 - 2) 駐車場内は徐行運転をし、前方駐車すること。
 - 3) 発進時（特にバック）には、必ず自分の目で安全を確認すること。
 - 4) 駐車場内では ①必ずお子さまと手をつないで移動すること。
②立ち話はしないこと。
③絶対にお子さまを遊ばせないこと。
 - 5) 安全のため、必ず「横断歩道」を渡って移動すること。
6. 駐車場使用の必要がなくなった場合は、直ちに許可証を返却すること。
7. 「入構許可証」の発行は年度毎とする。
8. 駐車場使用に関して
 - 1) 正門前は緊急車両通路、横断歩道前は駐車禁止となっているので、駐車しないこと。
 - 2) 駐車場は、祝日を除く月曜日から土曜日、送迎のみの使用とする。
 - 3) 車種などを変更した場合は、園に届け出ること。



【注意】

- ・駐車場の出入りの流れは図のように、進入経路の通りに行ってください。
- ・奥から詰めて駐車してください。
- ・塀側を前にして駐車し、出る時はバックで方向転換してください。
必ず車止めにタイヤが当たる位置で駐車してください。車止めの高さは概ね12cm～15cmになっております。
- ・駐車場の警備員は誘導は行いません。警備員の立哨業務は許可証の確認となります。
- ・行事の際の駐車場利用は台数に限りがありますので、別に申込制度となっています。

(33) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主幹保育教諭 熊本剛 主幹保育教諭 平井貴子	電話:0798-53-2656
相談・苦情解決責任者	園長 土井善司	
第三者委員	苗倉美津子 (元神戸市立保育園 園長)	電話:078-671-1081
	谷川尚 (西宮YMCA保育園 園長)	電話:0798-35-5987

【要望・苦情等への対応方法】

社会福祉法第82条の規定にしたがい、保護者等からの苦情（要望を含む）や相談に対する体制を整えています。

お子さまの保育につきましても、遺漏なきよう努力しておりますが、お子さまへの対応についてお気づきになったこと、ご質問、あるいは苦情、要望がありましたら、口頭でのお話等にてお伝えください。

また、玄関に設置しております「ご意見箱」もご活用ください。

子育てについて、保護者の皆様と職員の両者が忌憚なく話し合えることによって、一緒に子育てをしていくことが、とても大切だと考えています。ご遠慮なく職員にお申し出ください。

なお、当園では苦情解決システムは、担当職員（苦情受付担当者）及び、園長（苦情解決責任者）との相談では解決できなかった場合、法人内に第三者委員がおりますので、申し出ていただくことができます。

(34) 保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

・賠償責任保険

保険の種類	園賠償責任保険（全国私立保育園連盟）
保険の内容	負傷、けがによる後遺障害及び死亡など
保険金額	（施設賠償）対人1名2億円／対物1事故200万円 （生産物賠償）対人1名2億円／1事故・期間中10億円 対物1事故・期間中200万円 免責金額：なし 漏水事故補償

・ 傷害保険

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	負傷、疾病、障害又は死亡など

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

種類	災害の範囲	給付金額
医療費 (負傷・疾病)	<ul style="list-style-type: none"> 原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する費用の額が500点(5000円)以上のもの けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険診療の医療費総額の4割(そのうち1割の付加給付)の額 【乳幼児医療助成により自己負担額がない場合は、1割の付加給付分のみ】 高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に1割の付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合(その程度により第1級から第14級に区分される)	4000万円～88万円 (通園中の災害の場合、2000万円～44万円)
死亡見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	3000万円 (通園中の災害の場合、1500万円)
	突然死 (園の管理下において発生したもの)	3000万円 (通園中の災害の場合、1500万円)
	突然死 (園の管理下において発生したもの。乳幼児突然死症候群など。)	1500万円 (通園中の災害の場合も同額)

※全員加入を原則としております。

※次の場合は、給付の全部又は一部を行わない場合があります。

- 1 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたとき
- 2 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたとき
- 3 生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の児童についての医療費(医療扶助があるため)
- 4 非常災害(風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの)による児童の災害

◎医療費の支給期間

- ・初診から最長10年間

◎請求の時効

- ・給付事由が生じた日から2年間

(35) 個人情報の取り扱い

聖和乳幼児保育センターでは、入園児童及びその保護者並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

1. 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間での情報共有
2. 他の保育所等へ転所する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整
3. 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供
4. 尿検査において、検査機関に対し①氏名②年齢③性別の情報提供

(36) その他保護者に説明すべき事項

当園はキリスト教精神に基づき運営されているため、お祈りやさんびかなどを中心に保育を行っており、キリスト教に関連する行事が数多くありますが、信仰への強要は行いません。